（障害共済年金に関する配偶者を有するに至った場合の届出）

第二十五条の二　障害共済年金の受給権者は、配偶者（廃止前農林共済法第四十三条第一項に規定する配偶者をいう。以下この条において同じ。）を有するに至ったときは、当該事実があった日から速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　個人番号又は基礎年金番号

三・四　（略）

四の二　配偶者の個人番号又は基礎年金番号

五　（略）

2　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　前項の規定により同項の届書に配偶者の基礎年金番号を記載する者にあっては、配偶者の年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三　（略）

（障害不該当の届出等）

第二十八条　障害共済年金の受給権者は、廃止前農林共済法施行令別表第一に定める程度の障害の状態に該当しなくなったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　住所、氏名、生年月日及び個人番号又は基礎年金番号

二・三　（略）

2　（略）

第二十八条の二　前条第一項の規定に該当する者が、廃止前農林共済法施行令別表第一に定める程度の障害の状態に該当することとなったときは、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、附則第五十条に規定する申請書が提出された場合は、この限りでない。

一　住所、氏名、生年月日及び個人番号又は基礎年金番号

二～五　（略）

2・3　（略）

（障害による遺族共済年金の停止の解除の請求）

第三十条　廃止前農林共済法第四十九条第一項ただし書の規定により遺族共済年金の停止の解除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　住所、氏名、生年月日及び個人番号又は基礎年金番号

二・三　（略）

2　（略）

（遺族共済年金の支給停止事由該当の届出）

第三十条の二　遺族共済年金の受給権者である六十歳未満の夫、父母又は祖父母は、障害等級の一級又は二級の障害の状態に該当しなくなったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　住所、氏名、生年月日及び個人番号又は基礎年金番号

二・三　（略）

（障害共済年金に関する配偶者を有するに至った場合の届出）

第二十五条の二　障害共済年金の受給権者は、配偶者（廃止前農林共済法第四十三条第一項に規定する配偶者をいう。以下この条において同じ。）を有するに至ったときは、当該事実があった日から速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　基礎年金番号

三・四　（略）

（新設）

五　（略）

2　前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　配偶者が国民年金法施行規則第一条各号に規定する者のいずれかに該当するときは、配偶者の年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三　（略）

（障害不該当の届出等）

第二十八条　障害共済年金の受給権者は、廃止前農林共済法施行令別表第一に定める程度の障害の状態に該当しなくなったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　障害共済年金の受給権者の住所、氏名、生年月日及び基礎年金番号

二・三　（略）

2　（略）

第二十八条の二　前条第一項の規定に該当する者が、廃止前農林共済法施行令別表第一に定める程度の障害の状態に該当することとなったときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、附則第五十条に規定する申請書が提出された場合は、この限りでない。

一　受給権者の住所、氏名、生年月日及び基礎年金番号

二～五　（略）

2・3　（略）

（障害による遺族共済年金の停止の解除の請求）

第三十条　廃止前農林共済法第四十九条第一項ただし書の規定により遺族共済年金の停止の解除を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　遺族共済年金の受給権者の住所、氏名、生年月日及び基礎年金番号

二・三　（略）

2　（略）

（遺族共済年金の支給停止事由該当の届出）

第三十条の二　遺族共済年金の受給権者である六十歳未満の夫、父母又は祖父母は、障害等級の一級又は二級の障害の状態に該当しなくなったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　受給権者の住所、生年月日及び基礎年金番号

二・三　（略）